

<b>【県内感染期】</b>
<b>予想される状況</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</li> <li>・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</li> <li>・ 国内では、国内感染期にある。                  （国内感染期）国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</li> <li>・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul>
<b>対策の目的</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 医療体制を維持する。</li> <li>2) 健康被害を最小限に抑える。</li> <li>3) 県民生活・経済への影響を最小限に抑える。</li> </ol>
<b>対策の考え方</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。</li> <li>2) 県内の発生状況等から、本県の実施すべき対策の判断を行う。</li> <li>3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</li> <li>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。</li> <li>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ol>

**(1) 実施体制**

(1)-1 実施体制

県は、県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくな

った状態となり、かつ、国が国内感染期の基本的対処方針及び国内感染期であることを公示したときは、県対策本部会議を開催し、基本的対処方針及び県行動計画に基づく対策等を協議、実行する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。

- ① 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。
- ② 県及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合には、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。（知事公室、医療政策部）

## (2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県は、引き続き、WHO、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。（知事公室、医療政策部）

(2)-2 サーベイランス

県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）

(2)-3 調査研究

県は、引き続き、発生した県内患者について、国と連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。（医療政策部）

## (3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（知事公室、医療政策

部、関係部局)

- ② 県は、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、本県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策や、社会活動の状況についての情報を適切に提供する。(知事公室、地域振興部、健康福祉部、医療政策部、産業・雇用振興部、教育委員会事務局、関係部局)
- ③ 県は、引き続き、県民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。(知事公室、医療政策部、関係部局)

#### (3)-2 情報共有

県は、引き続き、国や市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、流行や対策の状況把握を行う。(知事公室、医療政策部、関係部局)

#### (3)-3 相談窓口等の継続

- ① 県は、引き続き、相談窓口等を継続する。(医療政策部)
- ② 県は、引き続き、市町村に対し、状況の変化に応じて改定された国のQ & A等を配布するほか、相談窓口等の継続を要請する。(医療政策部)

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 県内での感染拡大防止策

- ① 県は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。(知事公室、医療政策部、関係部局)
  - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
  - ・事業者に対し、職場における感染拡大予防策の徹底を要請する。
  - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づき、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うよう学校の設置者に要請する。(地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局)
  - ・公共交通機関に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

### Ⅲ 各発生段階における対策【県内感染期】

- ② 県は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）
- ③ 県は、市町村や医療機関に対し、県内感染期となった場合は、患者への治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く）への抗インフルエンザ薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、それまでに実施された予防投与の効果を評価した上で継続の有無を決定する。（医療政策部）
- ④ 県は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。（医療政策部）

#### (4)-2 予防接種

県は、県内発生早期の対策を継続し、国が行う特定接種に協力するとともに、市町村に対して予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めるよう要請する。（医療政策部）

#### (4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い医療体制の負荷が課題となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染防止策の徹底を要請する。
  - ・特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。
  - ・特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

- ・特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

②（住民接種）

県は、厚生労働大臣の指示する住民への接種順位に係る基本的な考え方等に基づき、特措法第46条の規定及び予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進めるよう市町村長に要請する。（医療政策部）

## (5) 医療

### (5)-1 患者への対応

- ① 県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう、関係機関へ要請する。（医療政策部）
- ② 県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう関係機関に周知する。（医療政策部）
- ③ 県は、国が次のような対応方針について示した場合、速やかに関係機関へ周知する。  
・高血圧等の慢性疾患および新型インフルエンザについて電話診療が可能な場合における抗インフルエンザ薬等の処方箋発行やファクシミリ等による送付。（医療政策部）
- ④ 県は、医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。（医療政策部）

### (5)-2 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（医療政策部）

### (5)-3 抗インフルエンザウイルス薬

県は、県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握し、流通状況を調査するとともに、患者の発生状況を踏まえ、不足している地域がある場合には、県備蓄分を放出するとともに、国に対して必要に応じて国備蓄分を放出するよう要請する。（医療政策部）

### (5)-4 在宅患者等への支援

県は、引き続き、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。（健康福祉部、医療政策部、関

係部局)

(5)-5 医療機関・薬局等における警戒活動

県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

(5)-6 緊急事態宣言がなされた場合の措置

県は、緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じて、次の対策を行う。

- ① 引き続き、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定地方公共機関に対して、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。(医療政策部)
- ② 国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(知事公室、医療政策部、関係部局)

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 事業者の対応

県は、県内の事業者に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を継続するよう要請する。(関係部局)

(6)-2 県民・事業者への呼びかけ

- ① 県は、引き続き、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(関係部局)
- ② 県は、引き続き、医薬品、食料品等を確保するため、生産、流通、輸送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続を要請する。(関係部局)

(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

県は、市町村に対し、引き続き、要援護者への生活支援等を行うよう要請する。(健康福祉部、医療政策部、関係部局)

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・県は、指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者に対し、事業の継続を行うよう要請する。その際、国が示す事業継続のための法令の弾力運用について周知を行う。（関係部局）
- ・県は、各事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。（関係部局）

② 電気及びガス並びに水の安定供給

- ・電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ・水道事業者及び水道用水供給事業者である県、市町村、指定地方公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ 運送・通信等の確保

- ・運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ・電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、県内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（関係部局）

⑤ 緊急物資の運送等

- ・県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（関係部局）
- ・県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売事業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器等の配送を要請する。（関係部局）
- ・県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じない場合は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（関係部局）

⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ物資を収用する。（知事公室、医療政策部、農林部、関係部局）
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（知事公室、医療政策部、農林部、関係部局）

⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・県は、県民生活・経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（関係部局）
- ・県は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（関係部局）
- ・県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（関係部局）

⑧ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

⑨ 埋葬・火葬の特例等

- ・県は、火葬場の経営者に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。（くらし創造部）
- ・県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。（くらし創造部）
- ・県は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を定めるよう、国に対して要請する。（くらし創造部）
- ・県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。（くらし創造部）